○中部地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第二百五十七号津都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年二月二十三日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
飯田市龍江一〇一九番一から同市上久堅一八五二番まで	前	一三・九〇～二一二・八九メートル　二・三一一キロメートル
	後	一三・〇〇～二一二・八九メートル　三・三一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間中部地方整備局及び同局飯田国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十四号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
飯田市龍江一七八三番一から同市上久堅三八三七番一まで	一三・〇〇～一三六・七九メートル　三・六六八キロメートル

四　指定する期日　平成三十年三月十日

○中部地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十四号	飯田市龍江一七八三番一から同市上久堅三八三七番一まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十日十七時

○近畿地方整備局告示第四十四号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成三十年三月九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

名称　国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

位置　奈良県奈良市佐紀町、二条大路南三丁目及び二条大路南四丁目区域

区域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省近畿地方整備局に閲覧所を設け、平成三十年三月九日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成三十年三月二十四日

○四国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
安芸市伊尾木字ドンドノ西三七四番一から同市津久茂町二五〇三番七	前	ＡＢ　九・六六～五一・四九メートル　四・五八四キロメートル	上記ＡＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＡＢ　九・六六～五一・四九メートル　一二・六六～六六・八三メートル　四・五八四キロメートル　一・五〇四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成三十年三月九日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年四国地方整備局告示第十八号松山広域都市計画都市高速鉄道事業四国旅客鉄道株式会社予讃線

三　事業施行期間　自平成二十一年二月二十五日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続きが保留される事業地　愛媛県松山市辻町及び南江戸一丁目地内